

＜長生村福祉タクシー事業の助成までの流れ＞

- ①福祉タクシー事業利用者は、乗車の際タクシー運転者（乗務員）に**利用資格者証**を提示し、**利用券**を1枚手渡します（1回の利用につき、利用券1枚のみ使用可能）。
- ②タクシー運転者（乗務員）は、提示された利用資格者証記載の**氏名**や**住所**と利用券の内容が一致していることや**有効期限が切れていないか**を確認してください。
- ③目的地到着後、料金から**1,500円**を差し引いた額を利用者へ請求してください（1,500円以下の場合は、利用券のみ受領してください）。
- ④利用券裏面に、乗車年月日、乗車料金（1,500円未満の場合のみ）、指定事業者名、運転者氏名を記入してください。**料金が1,500円未満だった場合は、利用者へ記入後の利用券裏面を提示し、確認を求めてください。**
- ⑤利用券を月末に取りまとめ、「福祉タクシー助成金及び事務手数料交付請求書」に利用券枚数や金額等必要事項を記入してください。
- ⑥利用券と「福祉タクシー助成金及び事務手数料交付請求書」を、**翌月10日までに**長生村役場福祉課に提出してください。
- ⑦提出後**30日以内**にご指定の口座にお振込みします。
事務手数料については、利用券1枚につき100円をお支払いします。

【次の場合は、**助成金等のお支払いができなくなりますので特にご注意ください**】



- 利用資格者証及び利用券の確認を怠り処理をした（利用券を受領した）。
 <<例>>
 - ・利用資格者証を確認せず利用券のみ受領した（別人の利用券を悪用等）。
 - ・有効期限が切れているのに利用券を受領した。
- 受領した利用券等を翌月10日までに長生村役場福祉課に提出し忘れた（遅れて利用券等を提出した）。
- 提出した「福祉タクシー助成金及び事務手数料交付請求書」の内容に誤りがあり、期限までに訂正されなかった。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77(長生村総合福祉センター内) 長生村役場 福祉課 福祉係 TEL 0475-32-2112 FAX 0475-32-6812 E-mail cho-fukushi@vill.chosei.lg.jp
--

* 利用資格者証 *

(表面)

登録番号 第 17100123 号【見本】		
長生村福祉タクシー利用資格者証		
氏名	長生 太郎	
住所	長生村本郷1-77	
発行年月日	2017年4月1日	
有効期限	※ ※ ※ ※ ※	
長生村長 小高陽一		

(裏面)

利用上の注意	【見本】
<ul style="list-style-type: none"> ・この利用資格者証及び利用券を譲渡すること、又は担保に供することは、禁止します。 ・利用券を使用する際は、この利用資格者証を運転者へ提示してください。 ・利用資格者証に有効期限がある場合は、利用はその限りとなります。 	
連絡先 千葉県長生村福祉課 千葉県長生郡長生村本郷1番地77 電話 0475(32)2112	

【有効期限】 次の場合、有効期限が設定されていますので注意してください。

- ・妊産婦（出産予定日の3か月後の月の末日）
 - ・治療等のため運転ができない期間での一時利用
- ※上記見本のように「※ ※ ※ ※ ※」が表示されている場合、有効期限はありません。

* 利用券 *

(表面)

2018 年度	【見本】 No. 1
長生村福祉タクシー利用券	
有効期限 2019年3月31日	
登録番号	利用者氏名
第17100123号	長生 太郎
助成額 1,500円	
※乗車料金が1,500円未満の場合は、裏面へ金額を記載	
発行者	長生村長 小高陽一

(裏面)

乗車年月日	2018年7月16日
乗車料金	※1,500円未満の場合のみ、その金額を記載 1,360 円
指定事業者名	●●タクシー(株)
運転者氏名	金田 幸一
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・乗車料金が1,500円未満でも利用者への払い戻しはありません。 ・償還払の申請の場合は、利用に該当する領収書毎に1枚の未使用の利用券を添えてください。 ・乗車料金について、各種制度の割引の適用を受ける場合は、適用後の金額に対しての助成となります。 ※身体障害者手帳等の提示(確認)が必要です。 	
連絡先 千葉県長生村福祉課 電話0475(32)2112	

- ・利用券の色は対象者区分 (㊟妊産婦・㊠その他) と交付年度により異なります。判別の目安としていただき、過年度(有効期限切れ)の利用券を受領しないようご注意ください(利用券には必ず有効期限があります)。

※現行では、 ㊟ 妊産婦 → 桃

㊠ その他 → 3色(黄・青・緑)の1年度ごとローテーション
となっておりますが、都合により変更となる場合があります。

- ・利用券は4月から翌年3月までの1年間分として、最高48枚(月4枚)交付されます(登録初年度のみ、登録時期に応じて交付枚数が減じられます)。

※人工透析療法を受けている人は最高144枚(月12枚)、妊産婦は34枚交付されます。

- ・登録初年度以降は、毎年3月末頃に次年度(4月から翌年3月まで)分の利用券を利用者に送付します。